

相模原市

通所介護・予防通所介護事業 利用契約書

株式会社ミストラルサービス
デイリハセンター煌

通所介護・居宅介護予防サービス契約書

事業者：株式会社ミストラルサービス
(事業所：デイリハセンター煌)

第1条（サービスの目的及び内容）

- 1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供します。

通所介護・通所介護予防サービス（重要事項説明書：別紙）

- 2 利用者は、本契約において、通所介護・通所介護予防サービスのうち別紙重要事項説明書に記載されたサービスを利用します。
- 3 事業者はサービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態区分、及び利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、利用者に対しサービスを提供します。
- 4 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、事業者に対し別紙重要事項説明書の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。
- 5 提供するサービスの種類又は内容を変更する場合には、付属の「契約変更・更新合意書」に必要事項を記載し、記名押印するとともに、変更事項に係る別紙を追加して添付します。

第2条（契約の有効期間）

- 1 この契約の有効期間は、契約日より利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 利用者が有効期間満了までに更新を行わない旨の意思表示をしない場合には、本契約は同じ条件で自動更新されるものとします。この場合において、更新後の有効期間は本契約の第2条第1項とします。

第3条（通所介護計画書・通所介護予防計画書）

- 1 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の居宅介護サービス（ケアプラン）に沿って「通所介護計画・通所介護予防計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。通所介護計画・通所介護予防計画については、利用者に説明し、通所介護計画書・通所介護予防計画書を交付します。

第4条（通所介護の提供場所・内容）

- 1 通所介護・通所介護予防の提供場所は、デイリハセンター煌です。所在地及び設備の概要は、別紙重要事項説明書のとおりです。

第5条（サービス内容の変更）

- 1 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。
- 2 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望し、その変更が居宅サービス計画の範囲内で可能な場合には、通所介護計画・通所介護予防計画の変更等の対応を行います。

第6条（居宅サービス計画変更の援助）

- 1 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第7条（介護保険の適用を受けないサービスの説明）

- 1 事業者は、その提供するサービスのうち介護保険の適用を受けないものがある場合は、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、利用者の同意を得ます。

（虐待防止に関する事項）

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2）虐待の防止のための指針を整備する。
 - （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第9条 事業所は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体的拘束等」という）を行ってはならない。

- 2 事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - （2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - （3）従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第10条（サービス内容等の記録作成・保存）

- 1 事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容等の必要事項を所定の書面に記載します。
- 2 事業者は、一定期間ごとに目標の達成等の状況等を記載した記録を作成し、利用者に説明のうえ、その写しを交付します。
- 3 事業者は、第9条第1項及び前項の記録書等の書面を作成した後5年間これを保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

第 11 条（利用者負担金）

- 1 サービスに対する利用者負担金は、別紙重要事項説明書に記載するとおりとします。

第 12 条（利用者負担金の変更）

- 1 契約の有効期間中、介護保険法等の関係法令の改正、又は食費等の変更（増額又は減額）等により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。
- 2 この場合には、事業者は速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。

第 13 条（利用者負担金の滞納）

- 1 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を 3 ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は 1 ヶ月以上の相当な期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払わないときに限り、文書により契約を解除することができます。
- 2 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

第 14 条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービスの提供の前日の午後 5 時まで（前日が日曜日の場合は土曜日の午後 5 時まで）に通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービスの提供の前日の午後 5 時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は利用者に対して、料金の全部又は一部を請求することができます。
- 3 事業者は、利用者の体調不良等の理由によりサービスが困難と判断した場合は、サービスを中止することができます。

第 15 条（利用者の解約・解除）

- 1 利用者は、前日までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することができます。
- 2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合、その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

第 16 条（事業者の解除）

- 1 事業者は、利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。この場合には、事業者は、居宅介護サービス計画を作成した居宅介護支援事業者にその旨を報告します。

第 17 条（契約の終了）

- 1 利用者が介護保険施設等に入所し、又は要介護認定が受けられなくなったこと等により、相当期間以上にわたり、この契約が目的とするサービスが提供できなくなった場合には、この契約は終了するものとします。この場合には、事業者は、速やかに利用者に通知するものとします。

第 18 条（緊急時の対応）

- 1 事業者は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡、その他適切な措置を迅速に行います。

第 19 条（賠償責任）

- 1 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。
- 2 前項の場合、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

第 20 条（連携）

- 1 事業者は、通所介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第 21 条（秘密保持）

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合は、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。
- 3 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

第 22 条（苦情対応）

- 1 利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応し、サービスの向上、改善に努めます。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いもいたしません。

第 23 条（裁判管轄）

- 1 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄とする裁判所を第 1 管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

第 24 条（契約外事項等）

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。

本契約を証するため、利用者、事業者は署名又は記名押印の上、本契約書を 2 通作成し、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により説明しました。

事業者名：株式会社 ミストラルサービス

（事業所名：デイリハセンター煌）

説明者

印

（利用者）私は、居宅介護サービス契約書、重要事項説明書に基づき、貴事業者の職員から説明を受け同意したことを確認し、居宅介護サービス（通所介護・通所介護予防）の利用を申し込みます。

住所

氏名

印

電話

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所

氏名

印

立会人

住所

氏名

印

（事業者）私は、居宅介護サービス（通所介護・通所介護予防〈デイサービス〉）の事業者として、お申し込みを受託し、居宅介護サービス契約書、重要事項説明書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

所在地 大阪府大阪市北区芝田 2-8-11 共栄ビル 206 号室

事業者名 株式会社 ミストラルサービス

事業所名 デイリハセンター煌

代表者名 渡辺 哲也

印

電話 046-298-6277

FAX 046-298-6278

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	デイリハセンター煌
所在地	神奈川県相模原市中央区淵野辺本町 2-18-19
サービスの種類	通所介護・介護予防通所相当サービス事業（デイサービス）
介護保険事業所番号	
管理者氏名	佐藤 智寿
連絡先	042（730）1750
サービス提供地域	相模原市、町田市 ※相模原市（新磯野・新戸・元橋本・相武台・磯部・相南・西橋本・上九沢・二本松・下九沢・相原・大島・橋本台と平成 19 年から相模原市に合併された住所）町田市（つくし野・成瀬・鶴間・南成瀬・東玉川学園・成瀬台・小川・相原・金森・高ヶ坂）を除く。
定員	59 名（通所介護・介護予防通所相当サービス事業併せて）

2 事業の目的

要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な通所介護・介護予防通所相当サービス事業を提供することを目的とします。

3 運営方針

- （1）事業所の通所介護・介護予防通所相当サービス事業の従事者は、要介護または要支援状態の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行います。
- （2）事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4 事業所の職員体制

(兼務により重複あり、但し縦列合計は実員数)

職 名	資 格	常勤	非常勤	兼 務 の別	合計	業務内容
管理者	介護福祉士	1名		有	1名	介護従業者及び業務の管理
生活相談員	介護福祉士	2名		有	2名	サービス調整、相談援助業務
機能訓練指導員	言語聴覚士	1名		無	1名	利用者への機能訓練
	作業療法士	1名		有	1名	
	看護師	2名	1名	有	2名	
看護職員	看護師	2名	1名	有	2名	利用者の健康管理
介護職員	介護福祉士	8名	2名	有	11名	通所介護サービスの提供
	初任者研修	2名	1名	無	1名	
	その他	1名	2名	無	3名	利用者の送迎、清掃
合計		20名	7名	—	27名	

5 (1) サービス提供時間

平日	9 : 30～16 : 30
土曜	
祝祭日	
日曜	休み
その他	年末年始は休業させていただきます (詳細は、その都度ご案内致します)

(2) 営業時間 9 : 00～17 : 30 (日曜休み)

6 サービス内容

- (1) 送迎 ご利用者のご自宅まで職員がお迎え、お送りします。
- (2) 健康管理 バイタル測定等、ご利用者の健康状態の観察を行います。
- (3) 機能訓練 心身の状況に応じて日常生活を送る上で必要な、初歩的機能回復又は減退防止の訓練を行います。
- (4) 食事 食事を希望されるご利用者に対して、必要な食事サービスを行います。
- (5) 入浴 入浴を希望されるご利用者に対して、お体の状態に合わせて入浴の援助を行います
- (6) 生活相談 ご利用者およびそのご家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います

7 通所介護・介護予防通所介護計画および総合事業による計画

- (1) 事業者は、ご利用者の心身の状態やご希望・環境を踏まえて、機能訓練などご利用者の介護目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した「通所介護計画」「介護予防通所介護計画」「総合事業による計画」を作成します。
- (2) この通所介護・介護予防通所介護計画および総合事業による計画は、居宅介護計画が作成されている場合は、それに沿って作成するものとします

8 利用者負担金

利用料 (別紙参照)	〈介護保険の適用を受ける場合〉 原則として利用料の(※1割・2割・3割)が自己負担となります。 〈介護保険の適用を受けない場合〉 償還払い(利用料金の全額を払い、その後、市町村から(※9割・8割)の払い戻しを受ける方法)もあります。その場合は、事業所にお申し出ください。※介護保険負担割合による。
実費負担	食費(おやつ代含む) 利用者の個人的な希望・選択による諸経費

9 キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①	ご利用日の前日午後5時までにご連絡をいただいた場合	無料
②	前日の午後5時以降のご連絡・当日のキャンセル	一律 1,000 円＋食事代

ご利用日の前日が日曜日の場合は、土曜日の午後5時までにご連絡ください。

年末年始等、営業を行っていない時は、別途ご連絡いたします。

10 支払い方法

- (1) 事業所は、利用者に対し、当月のサービスの提供回数、利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付して翌月にお渡しします。
- (2) お支払い方法は、口座引き落としとさせていただきます。こちらの手続きは、ご契約の際に行います。

11 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ①まずは、お電話でお申し込みください。当事業所職員がお伺い致します。通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。
- ②居宅介護計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用の中止

- ①利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに所定の連絡先までご連絡ください。
- 連絡先(電話): 042-730-1750
- ②ご利用者様の都合でサービスを中止する場合には、できるだけご利用日の前日午後5時までにご連絡ください。

(3) 健康上の理由によるサービス利用の中止

- ①風邪・病気等の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- ②当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更、又は中止をすることがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。又、必要に応じて速やかに主治の医師等に連絡を取る等、必要な処置を講じます。

(4) サービス利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の3日前までにお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知致します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的に契約を終了致します。

- ・ ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ ご利用者様がお亡くなりになった場合

④その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業所が破産した場合には、直ちにサービスを終了することができます。
- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず支払わない場合、正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、入院または病気等により3ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または、利用者やご家族等が当事業所や当事業所の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただくことがあります。

1.2 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の苦情・相談窓口

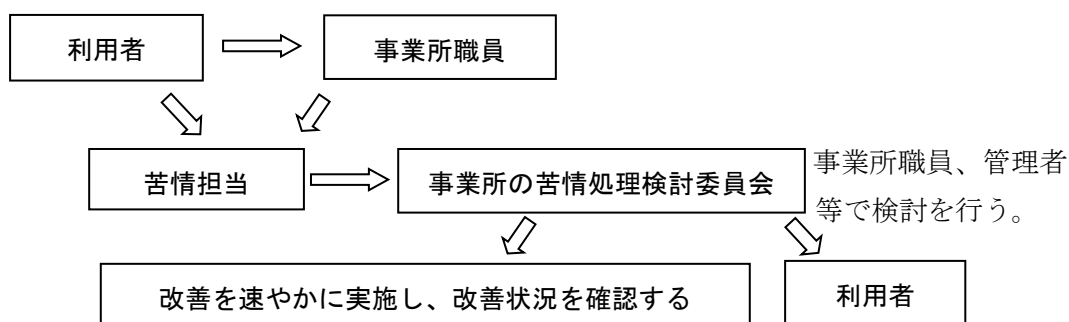
担当者 佐藤 智寿

電 話 042-730-1750 FAX 042-730-1755

受付日 月曜～土曜日（但し、12月30日～1月3日を除く）

受付時間 午前9時30分～午後4時30分

(2) 苦情処理体制（苦情処理フロー）



(3) その他

当事業所以外に、下記に示すお住まいの市町村及び神奈川県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村介護保険 相談窓口	所在地	神奈川県相模原市中央区中央 2-11-15 福祉基盤課 指定指導班 市役所本館 4 階
	電話番号 FAX 対応時間	042-769-9226 042-759-4395 8:30~17:15
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地	東京都町田市市中町 1-20-23 町田市役所 町田市いきいき健康部 高齢者福祉課
	電話番号 FAX 対応時間	042-721-0912 042-721-0913 8:30~17:00
東京都国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地	神奈川県横浜市西区楠木町 27-1
	電話番号 FAX 利用時間	045-329-3447 03-6238-0022 8:30~17:00
東京都国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地	東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階
	電話番号 FAX 利用時間	03-6238-0177 03-6238-0022 8:30~17:00

1.3 緊急時等における対応

通所介護・介護予防通所介護相当サービス従事者等は、指定通所介護・介護予防通所介護相当サービスを実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 指定通所介護・介護予防通所介護相当サービスを実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

1 4 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご家族、居宅介護支援事業者、市町村（重大な事故については神奈川県）等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。なお、当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（但し、当社加入損害保険補償額内とする）

保険会社	日新火災海上保険株式会社 居宅サービス・居宅介護支援事業者総合補償制度加入
------	--

1 5 虐待防止について

（１）虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止・身体拘束に関する責任者	管理者 佐藤 智寿
------------------	-----------

（２）成年後見制度の利用を支援します。

（３）苦情解決体制を整備しています。

（４）従業者に対し身体拘束等の適正化、虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

（５）虐待防止、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底しています。

1 6 衛生管理に関する措置について

（１）利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行います。

1 7 業務継続計画の策定等について

（１）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

（２）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 8 ハラスメントに関する事項（サービス利用にあたっての禁止事項）

（１）事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

（２）パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。

（３）サービス中に職員の写真や動画撮影録音等を無断で SNS 等に掲載すること

1 9 秘密の保持について

- (1) 当該事業所の従事者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。
- (3) 事業者では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等が必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はその家族の個人情報を用います。

2 0 その他運営についての留意事項

- (1) 従事者の質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後 2 か月以内
 - 二 継続研修 年 2 回以上
- (2) 指定通所介護・介護予防通所介護相当サービスの提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。
- (3) センターは、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
- (4) この規定の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社ミストラルサービスとデイリハセンター煌の管理者との協議に基づき定めるものとする。

2 1 特記事項

- (1) 事業所職員等は、金銭の貸借等の取り扱いは致しかねますので、ご了承ください。
- (2) 事業所職員等は、介護保険上、利用者の心身の機能回復のため、自立支援を行うこととされています。それ以外の業務は認められていませんので、ご了承ください。
- (3) 事業所職員等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (4) 交通事情及び前後の利用者の状況により、送迎予定時間が前後することがあります。
- (5) 悪天候等のやむを得ない事情により、サービスを中止することがあります。
- (6) 施設での勧誘活動、宗教活動、政治活動は固くお断りしております。
- (7) ご利用時に貴重品の御持ち込みはご遠慮ください。万が一紛失等がございましたも、責任は負いかねます。

2 2 第三者評価の実施について

- ・ 実施の有無 なし
- ・ 実施日 令和 年 月 日
- ・ 評価機関名
- ・ 評価結果

説明確認欄

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、以上のとおり重要事項を説明しました。

事業者名：株式会社 ミストラルサービス

(事業所名：デイリハセンター煌)

説明者

印

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、同意し、交付を受けました。

(利用者) 氏名

印

(代理人又は立会人) 氏名

印